

科学技術・学術審議会
大学研究力強化部会 運営規則

令和7年6月18日
科学技術・学術審議会
大学研究力強化部会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会大学研究力強化部会（以下「部会」という。）の議事の手続
その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事)

第2条 部会は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2 部会長が必要と認めるときは、委員等は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。
3 第2項の規定による出席は、第1項の規定による出席に含めるものとする。
4 部会の議事は、委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(委員等の欠席)

第3条 委員等が部会を欠席する場合、代理人を部会に出席させることはできない。
2 部会を欠席する委員等は、部会長を通じて、当該部会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(書面による議決)

第4条 部会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を会議を構成する委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって部会の議決とすることができます。
2 前項の規定により議決を行った場合、部会長が次の会議において報告をしなければならない。

(会議の公開)

第5条 部会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
一 部会長の専任その他人事に係る案件
二 行政処分に係る案件
三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第6条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

2 部会の会議が、前条の規定により非公開で行われた場合は、部会長が委員等に諮った上で、議事録の一部を非公表とすることができます。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。